

豊橋市空家解体促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市空家解体促進費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家及び老朽化した空家の解体工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(補助対象の空家)

第3条 この要綱でいう空家とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 市内に存する1年以上使用されていない空家で、2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。

イ 木造であること。

ウ 個人が所有する空家であること。

エ 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該建築物の解体について同意している場合は、この限りでない。

2 補助の対象となる空家は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 倒壊危険空家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空家であること。

(2) 老朽空家 昭和56年5月31日以前に着工された空家であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 豊橋市税を滞納していない個人であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 空家の所有者であること。ただし、空家が共有である場合は、当該空家の解体について共有者全員の同意があること。

(4) 過去に補助金の交付決定の取消し等を受けていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象事業は、補助対象者が解体業者に依頼して行う空家の解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であつて、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 空家の一部を解体する工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となる工事
(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる解体事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 倒壊危険空家の解体事業 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に3分の2を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。
- (2) 老朽空家の解体事業 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に3分の2を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(判定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請前に不良住宅判定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空家の位置図（付近見取図）
- (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）

(不良住宅の判定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が第3条第2項第1号に定める不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第10条 市長は、前条の規定による判定をした場合は、不良住宅判定結果通知書（様式第2号）により、第8条の申請をした補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の規定により、倒壊危険空家又は老朽空家に該当する旨の通知があった補助対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、豊橋市空家解体促進費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第3-1号）
- (2) 空家の使用状況報告書（様式第3-2号）
- (3) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (4) 2者以上の解体業者の見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 補助対象者は、当該会計年度内において、複数の空家を補助対象事業とした補助金

の交付決定を受けることができないものとする。

(決定の通知)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、豊橋市空家解体促進費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、第 11 条の申請をした補助対象者に通知するものとする。

(事業の実施)

第 14 条 補助対象者が前条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

(申請の取下げ)

第 15 条 規則第 7 条第 1 項に規定する期日は、第 13 条の規定による通知を受けた日から起算して 15 日以内とする。

2 規則第 7 条第 1 項に規定する申請の取下げをする場合は、豊橋市空家解体促進費補助金取下げ申出書（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請)

第 16 条 補助対象者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る豊橋市空家解体促進費補助金変更承認申請書(様式第 6 号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請においては、第 11 条の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 市長は、第 1 項に規定する申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定の内容を変更することができる。

4 市長は、前項に規定する変更を行った場合は、豊橋市空家解体促進費補助金変更決定通知書（様式第 7 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(着手の時期)

第 17 条 工事の着手は、補助金の交付決定があった日から起算して、30 日以内にしなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、その旨を豊橋市空家解体促進費補助事業着手延期届（様式第 8 号）をもって市長に提出するものとする。

(完了実績報告)

第 18 条 補助対象者は、補助対象事業が完了した場合は、その完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 1 月末日のいずれか早い日までに、豊橋市空家解体促進費補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 豊橋市空家解体促進費補助金決算書（様式第 9-1 号）

(2) 解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し

(3) 補助対象事業に係る解体業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し。ただし、請求書による場合は、補助金交付後、領収書の写しを提出しなければならない。

(4) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 19 条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対し、豊橋市空家解体促進費補助金確定通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 20 条 補助対象者は、前条の確定通知書を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までに、豊橋市空家解体促進費補助金請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 21 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第 18 条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の取り消しを受けた者に対し、当該補助事業に係る第 12 条に定める交付決定を行わない。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前 3 項の規定は、第 19 条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成されている様式第 3 号は、改正後の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。